

介護付有料老人ホームケアホーム木精

特定施設入居者生活介護及び予防介護特定施設入居者生活介護利用契約

重要事項説明書

作成日 2026年6月1日

1 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人正和会
代表者名	理事長 小玉有紀
所在地	秋田県潟上市天王字棒沼台 247 番地 4
他の主な事業	第一種社会福祉事業・第二種社会福祉事業

2 施設概要

施設名	介護付有料老人ホーム ケアホーム木精
施設の類型及び表示事項	介護付有料老人ホーム 居住の権利形態：賃貸契約方式 入居時の要件：介護保険制度による要介護認定を受けた方 介護保険に加入されている方 介護保険：秋田県指定介護保険特定施設 介護居室区分：個室 介護にかかわる職員体制：3:1 以上
介護保険の指定居宅サービスの種類 注1	秋田県 0570626507 号（令和5年4月1日） 特定施設入居者生活介護 予防介護特定施設入居者生活介護
管理者名	澤石 香月
開設年月日	令和5年4月1日
所在地・電話番号	所在地 秋田県男鹿市船越字内子 294 番地 電話番号 0185-22-6601（代表）
交通の便	国道101号線沿い JR船越駅より車5分、徒歩20分
敷地概要（権利関係）	8,210.43㎡
建物概要（権利関係）	延床面積 2,790.41㎡、木造 地上1階建 事業主体所有 竣工 平成17年3月
居室（一般居室・介護居室） 一時介護室の概要	一般居室 0室 定員0名 介護居室（全室個室）注2 50室 定員50名 最多15.27㎡（15.27㎡～24.43㎡） 介護居室（相部屋あり）注3 0室 定員0名 一時介護室 0室（人部屋 室） ベッド数 床

浴室、食堂、機能訓練室の概要	浴室×2 (33.4㎡、11.1㎡)、特浴 (27.4㎡) 入浴時間 9:30~11:00、14:00~16:00 食堂 (多目的室兼用) (157.3㎡)
共用施設概要	食堂 (多目的室兼用)、浴室、特別浴室、ユニットバス、応接室 洗濯室、家族宿泊室、談話コーナー、理容室、和室×2 工房作業室、駐車場
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	

注1) 介護保険法第70条の規定により指定された居宅サービスの種類 (指定居宅介護支援を含む。) を記入。

注2) 介護居室が全室個室の場合に記入。

注3) 介護居室が全室個室でない場合に記入。

3 利用料

費用の納入方式	月額賃貸方式
敷金 (入居時) (介護費用の一時金を除く)	1人入居の場合 30万円 (最多 30万円台 50戸)
用途	未払金発生時及び退居時リフォーム費用
解約時の返還金	30万円 ただし未納月がある場合は30万円より天引き致します。
介護費用の一時金	0万円
解約時の返還金	
月額利用料	146,490円/月~161,490円/月 (家賃、管理費、食費)
管理費	38,500円/月
用途	事務費、衛生費、共有費、消耗費等
食費	57,990円/月
介護費用	介護保険法定1割から3割負担分 (下記別表による)
水道光熱費	個別メーターによる実費負担 ※共用部は入居者按分とする。
家賃相当額	Aタイプ: 50,000円/月, Bタイプ: 55,000円/月 Cタイプ: 65,000円/月
その他 (介護保険給付対象外サービス分)	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯代 1ネット 660円 (外部クリーニングは実費) ・リネン費 1,100円 ・オムツ代 実費負担 ・理美容代 実費負担 ・季節加算金 5,500円 (夏季: 7月~9月, 冬季: 11月~翌3月) ・送迎及び代行 (片道) <ul style="list-style-type: none"> 5km以内 2,200円 10km以内 3,300円 20km以内 5,500円
改定ルール	入居者等へ説明を行い、当該利用料金を変更する。
1ヶ月に満たない期間の費用は、1ヶ月を30日として日割計算した額とします。	

介護保険に係る利用料	法定負担分 1割から3割（下記別表による）
敷金の返還金の保全措置 ・銀行保証の有無及び内容 ・その他の保全措置の有無 及び内容	有・無 指定口座による預かり管理とする。 口座名 秋田銀行 大久保支店 社会福祉法人 正和会 理事長 小玉有紀 店番 181 口座番号 1049260
損害賠償額の予定の定めの有無 及び内容	有・無（ 総合賠償責任保険加入 ）
消費税	税法に則り消費税を負担することとする。（表示は消費税込み）

※別表 当ホームにおける特定施設入居者生活介護費及び予防介護特定施設入居者生活介護（以下「介護費」という。）について

※1割負担の場合

（2025年6月1日現在）

要介護認定等の結果	介護費の単位	介護費の額	介護費の目安(30日分)	法定代理受領相当分の目安(30日分)	利用者負担分の目安(30日分)
要支援Ⅰ	233単位	2,330円/日	69,900円	62,910円	6,990円
要支援Ⅱ	384単位	3,840円/日	115,200円	103,680円	11,520円
要介護Ⅰ	659単位	6,590円/日	197,700円	177,930円	19,770円
要介護Ⅱ	737単位	7,370円/日	221,100円	198,990円	22,110円
要介護Ⅲ	818単位	8,180円/日	245,400円	220,860円	24,540円
要介護Ⅳ	894単位	8,940円/日	268,200円	241,380円	26,820円
要介護Ⅴ	974単位	9,740円/日	292,200円	262,980円	29,220円

※2割負担の場合

要介護認定等の結果	介護費の単位	介護費の額	介護費の目安(30日分)	法定代理受領相当分の目安(30日分)	利用者負担分の目安(30日分)
要支援Ⅰ	233単位	2,330円/日	69,900円	55,920円	13,980円
要支援Ⅱ	384単位	3,840円/日	115,200円	92,160円	23,040円
要介護Ⅰ	659単位	6,590円/日	197,700円	158,160円	39,540円
要介護Ⅱ	737単位	7,370円/日	221,100円	176,880円	44,220円
要介護Ⅲ	818単位	8,180円/日	245,400円	196,320円	49,080円
要介護Ⅳ	894単位	8,940円/日	268,200円	214,560円	53,640円
要介護Ⅴ	974単位	9,740円/日	292,200円	233,760円	58,440円

※3割負担の場合

要介護認定等の結果	介護費の単位	介護費の額	介護費の目安(30日分)	法定代理受領相当分の目安(30日分)	利用者負担分の目安(30日分)
要支援Ⅰ	233単位	2,330円/日	69,900円	48,930円	20,970円
要支援Ⅱ	384単位	3,840円/日	115,200円	80,640円	34,560円
要介護Ⅰ	659単位	6,590円/日	197,700円	138,390円	59,310円
要介護Ⅱ	737単位	7,370円/日	221,100円	154,770円	66,330円
要介護Ⅲ	818単位	8,180円/日	245,400円	171,780円	73,620円
要介護Ⅳ	894単位	8,940円/日	268,200円	268,200円	80,460円
要介護Ⅴ	974単位	9,740円/日	292,200円	204,540円	87,660円

- ・ 当ホームの介護費は、1単位＝10円です。
- ・ 介護費は、(介護費の単位) × (単位の単価) × (利用日数) で求め、小数点以下切捨て。
- ・ 続いて法定代理受領相当分も、小数点以下切り捨て。
- ・ 利用者負担分は、介護費から法定代理受領相当分を差引いた額です。
- ・ 当ホームの介護費には、「夜間看護体制加算Ⅱ」1日9単位、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1日18単位、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ-ロ)1日32単位～134単位が含まれます。ただし要支援1, 2の認定を受けた方は、夜間看護加算は対象外となり除かれます。
- ・ その他 対象者のみ「個別機能訓練加算」1日12単位が加算されます。
- ・ 利用者の身体状況や医師の診断によっては看取り介護加算1日72単位～1,280単位を算定させていただく場合がございます。
- ・ 消費税は非課税です。

4 サービスの内容

敷金に含まれるサービス	敷金は未払金発生時及び退去時リフォーム費用とする。
月額利用料(介護費用を除く)に含まれるサービス	入浴、食事、生活相談、助言、生活の世話、リハビリ等
ホームが提供する介護サービスの内容、頻度及び費用負担	別添 介護サービス表の一覧表による
上記以外の別途費用負担の必要なサービスとその利用料	理容料、通院送迎、私物買物、代行費他
苦情解決の体制	入居家族を含め、施設運営適正化委員会設置 秋田県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員会 電話 018-883-1550 FAX 018-883-1551 男鹿市役所市民福祉部 介護サービス課 電話 0185-24-9119
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。 ・ 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での医療を依頼します。 ・ 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
損害賠償	有り (総合賠償責任保険加入)

5 介護を行う場所

要介護時(痴呆を含む)に介護を行う場所	各居室(50室)				
入居時に居室又は施設を住み替	<table border="1"> <tr> <td>一時介護室へ移る場合 (判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取り扱い等)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>介護居室へ住み替える場合(同上)</td> <td>なし</td> </tr> </table>	一時介護室へ移る場合 (判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取り扱い等)	なし	介護居室へ住み替える場合(同上)	なし
一時介護室へ移る場合 (判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取り扱い等)	なし				
介護居室へ住み替える場合(同上)	なし				

8 職員体制

	職員数	常勤換算後の人数		夜間勤務職員数 16:30～翌7:00	備考																				
			うち自立者対応																						
従業者の内訳	管理者	1	0.5	—	0																				
	生活相談員	1	1	—	0																				
	直接処遇職員 介護職員 看護職員	14	13.5	2	2(最小時2)																				
	機能訓練指導員	1	0.5	—	0																				
	計画作成担当者	1	1	—	0	理学療法士																			
	医師	0	—	—	0																				
	栄養士	1	1	—	0																				
	調理員	3	3	—	0																				
	事務職員	0	0	—	0																				
	合計	22	20.5	2	2(最小時2)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前々年度の平均値</th> <th>前年度平均値</th> <th>今年度平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援・要介護者等の人数</td> <td>37.7人</td> <td>33.7人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>指定基準上の直接処遇職員の数(常勤換算)</td> <td>13人</td> <td>12人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>ホームに配置する直接処遇職員の数(常勤換算・自立者対応の人数を除く)</td> <td>15人</td> <td>13.5人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>要介護者等の人数に対する直接処遇職員の数割合</td> <td>3:1</td> <td>3:1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							前々年度の平均値	前年度平均値	今年度平均値	要支援・要介護者等の人数	37.7人	33.7人	人	指定基準上の直接処遇職員の数(常勤換算)	13人	12人	人	ホームに配置する直接処遇職員の数(常勤換算・自立者対応の人数を除く)	15人	13.5人	人	要介護者等の人数に対する直接処遇職員の数割合	3:1	3:1	
	前々年度の平均値	前年度平均値	今年度平均値																						
要支援・要介護者等の人数	37.7人	33.7人	人																						
指定基準上の直接処遇職員の数(常勤換算)	13人	12人	人																						
ホームに配置する直接処遇職員の数(常勤換算・自立者対応の人数を除く)	15人	13.5人	人																						
要介護者等の人数に対する直接処遇職員の数割合	3:1	3:1																							
常勤換算方法の考え方	常勤の週勤務時間(40時間)で除して算出																								
従業者の勤務体制の概要	介護職員 早番7:00～16:30 日勤8:30～18:00 遅番9:30～19:00 夜勤16:30～9:00 看護職員 日勤8:30～17:30 夜勤16:30～9:00 他職員 日勤8:30～18:00																								

注1) () 書きは、非常勤で内数

- 2) 常勤職員数には、併設施設がある場合の当該施設の医師、看護師その他の職員数は含まない。
- 3) 直接処遇職員には、要介護者等に対して介護サービスを提供する職員及び自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を含む。ただし、直接処遇職員のうち、自立者対応の人数を内数で記入。
- 4) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、その概要を備考欄に記入。
- 5) 機能訓練指導員がPT、OT等の職種である場合は備考欄に記入。

6) 介護にかかわる職員体制（要介護者等に対する直接処遇職員体制）の状況は、特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けた施設のみ記入。要介護者等の人数及び職員数の算定方法については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の規定によること。

7) 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

9 入居・退居等

入居者の条件	介護保険制度による要介護認定及び要支援認定を受けた方 介護保険に加入されている方
身元引受人等の条件、義務等	有り
契約の解除	本人、家族からの申請、長期入院、死亡等
体験入居	有り（ただし空室のある場合に限る）

添付書類： 「介護サービス等の一覧表」

上記の内容について、説明を受け、同意内容について確認しました。

入居者名： _____ 印

家族又は代理人： _____ 印

上記の内容について、説明を行い、同意内容について確認しました。

事業者： 社会福祉法人正和会 理事長 小玉有紀 印

説明者： _____ 印

なお、入居者の「特定施設入居者生活介護サービス計画」及び「予防介護特定施設入居者生活介護サービス計画」を作成する者は下記を予定しています。

計画作成担当者名： 船木 孔

2023年6月

追記 重要事項説明書

(その他)

- 1 居室に個別で受信設備（テレビ等）を設置された場合は、一般の世帯と同様に放送受信契約の手続きが必要となります。また、各種割引・免除の適用条件は、状況によって異なります。ご家族にも相談の上、各種手続きをお願いします。

NHK ふれあいセンター（ナビダイヤル）0570-077-077（受付時間午前9時～午後6時）